

平成25年度地下水質測定計画(案)

1 目的

この測定計画は、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下「法」という。)第16条第1項の規定に基づき、群馬県の区域に属する地下水の水質の汚濁の状況を常時監視するために行う水質の測定について必要な事項を定めるものとする。

2 測定期間

平成25年4月1日～平成26年3月31日

3 測定機関

群馬県、前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、国土交通省(計6機関)

4 調査区分

(1) 概況調査

県内の全体的な地下水の汚染状態を把握するため、県内を4km四方に区画し、各区画(メッシュ)毎に実施する地下水質調査とする。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査の結果、地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成九年三月十三日環境庁告示第十号。以下「環境基準」という。)を超える汚染について、その汚染範囲等を確認するために実施する地下水質調査とする。

(3) 継続監視調査

ア 汚染地区

汚染地域について継続的に監視を行うための地下水質調査とする。

イ 定点観測

一定の測定点で、継続的なモニタリングとして実施する地下水質調査とする。

5 測定地点数

測定機関別・調査区分別の測定地点数は次のとおりとする。

測定機関	概況調査	継続監視調査			計
		汚染地区		定点観測	
		硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素以外	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素		
群馬県	99	20	20	-	139
前橋市	14	14	-	-	28
高崎市	17	4	-	-	21
伊勢崎市	9	6	-	-	15
太田市	12	-	-	-	12
国土交通省	-	-	-	3	3
計	151	44	20	3	218

6 測定項目

測定項目については、原則として(1)及び(2)のとおりとする。

(1) 概況調査(県実施分)

測定項目については、選定条件を次のとおり定め、イ.測定項目に示す全4項目とする。測定回数は別表1-1「地下水質概況調査計画表(県実施分)」のとおりとする。

ア 選定条件

【A項目】

過去の調査結果から、基準を超過する可能性が高いと考えられる物質

【B項目】

過去の調査において基準を超過したことがある物質

項目B の物質の分解生成物として生成される可能性のある物質及び項目B を分解生成物として生成する可能性のある物質

【C項目】

概況調査では地下水汚染が確認されなかったが、土壌汚染状況調査等のその他の調査により地下水汚染が判明したことがある物質

県内全域の汚染状態が把握できていないと考えられる物質

【D項目】

過去に基準超過したことがなく、今後も基準を超過する可能性が低いと考えられる物質

イ 測定項目

A項目 (計3物質)
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
B項目 (計11物質)
カドミウム、鉛、砒素、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、1,2-ジクロロエチレン(*)、ふっ素、ほう素 *1,2-ジクロロエチレンについては、シス体及びトランス体の和を環境基準とします。 1,1-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン
C項目 (計7物質:アルキル水銀を含む)
六価クロム、総水銀(*)、四塩化炭素、ベンゼン *総水銀が検出された際には、アルキル水銀の分析も行う。 塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサン
D項目 (計7物質)
全シアン、PCB、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン

(2) 概況調査(政令市実施分)

全項目での調査又は一部項目での調査とする。なお、一部項目は次のとおりとする。測定項目・測定回数は別表1-2「地下水質概況調査計画表(政令市実施分)」のとおりとする。

一部項目 (15物質)
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、カドミウム、鉛、砒素、ジクロロメタン、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン(*)、1,1,1-トリクロロエタン、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン * 1,2-ジクロロエチレンについては、シス体及びトランス体の和を環境基準とします。

(3) 継続監視調査

測定項目・測定回数については、別表2「継続監視調査計画表」のとおりとする。

7 測定方法

- (1)「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成九年三月十三日環境庁告示第十号)別表の測定方法の欄に掲げる方法のとおりとする。
- (2)測定機関は測定に際して、精度管理に努めるものとする。

8 数値の取扱方法

別表3「数値の取扱方法」のとおりとする。

9 測定結果

- (1)測定機関は、測定結果を別途定める様式により、測定月の翌月の末日までに、速やかに群馬県知事に電子ファイルで報告するものとする。
- (2)環境基準値超過の井戸が発見された場合には、速やかに群馬県知事に報告するものとする。

10 結果の公表

群馬県知事は、法第17条の規定に基づき、地下水の水質の汚濁の状況の公表を、年間を通して行う測定結果(年間値)については、最終の測定結果が判明した後、3ヶ月以内に行い、速報値(月間値)については測定結果が判明した後、速やかに行うものとする。

11 その他

- (1)新たな汚染が懸念される災害や不法投棄等が発生、発見され、その影響把握が緊急に必要な場合、関係機関が協議して調査を行うものとする。
- (2)上記のほか、この計画に定めのない事項については、関係機関が協議して定めるものとする。

別表1 - 1 地下水質概況調査測定計画表(県実施分)

メッシュ 番号	所在地	測定 回数	測定項目			
			A	B	C	D
28	玉村町、高崎市	1				
29	桐生市、みどり市	1				
30	桐生市	1				
31	桐生市、みどり市	1				
32	桐生市	1				
33	伊勢崎市、桐生市、みどり市	1				
34	みどり市、桐生市	1				
35	桐生市	1				
36	桐生市	1				
44	玉村町	1				
57	太田市、大泉町	1				
60	渋川市	1				
61	渋川市	1				
62	渋川市	1				
63	渋川市	1				
64	渋川市	1				
65	渋川市	1				
66	渋川市	1				
67	渋川市	1				
68	渋川市	1				
69	榛東村	1				
70	榛東村、吉岡町	1				
72	藤岡市	1				
75	藤岡市	1				
76	藤岡市	1				
77	藤岡市	1				
78	藤岡市	1				
79	藤岡市	1				
80	神流町	1				
81	富岡市、安中市	1				
82	富岡市	1				
83	富岡市	1				
84	高崎市、甘楽町	1				
85	富岡市	1				
86	富岡市	1				
88	下仁田町	1				
89	安中市	1				
90	安中市	1				
91	安中市	1				
92	安中市	1				
93	安中市	1				
94	安中市	1				

メッシュ 番号	所在地	測定 回数	測定項目			
			A	B	C	D
95	長野原町	1				
96	中之条町	1				
97	高山村	1				
98	草津町	1				
99	中之条町	1				
100	中之条町	1				
101	東吾妻町	1				
102	東吾妻町	1				
103	中之条町、東吾妻町	1				
104	嬭恋村	1				
105	長野原町	1				
106	東吾妻町	1				
107	東吾妻町	1				
108	嬭恋村	1				
109	みなかみ町	1				
110	みなかみ町	1				
111	みなかみ町	1				
112	沼田市	1				
113	みなかみ町	1				
114	みなかみ町	1				
115	沼田市	1				
116	川場村	1				
117	沼田市	1				
118	みなかみ町	1				
119	みなかみ町	1				
120	沼田市	1				
121	沼田市、川場村	1				
122	沼田市	1				
123	沼田市	1				
124	沼田市	1				
125	沼田市	1				
126	昭和村	1				
127	沼田市	1				
128	昭和村	1				
129	昭和村	1				
130	邑楽町	1				
131	館林市、邑楽町	1				
132	館林市	1				
133	館林市	1				
134	板倉町	1				
135	大泉町	1				
136	邑楽町、千代田町	1				
137	館林市、邑楽町	1				

メッシュ 番号	所在地	測定 回数	測定項目			
			A	B	C	D
138	館林市	1				
139	板倉町	1				
140	板倉町	1				
141	千代田町	1				
142	明和町、千代田町	1				
143	明和町	1				
144	板倉町、明和町	1				
145	板倉町	1				
146	桐生市	1				
147	みどり市	1				
148	神流町	1				
149	上野村	1				
150	南牧村	1				
151	片品村	1				

別表1 - 2 地下水質概況調査測定計画表(政令市実施分)

メッシュ 番号	所在地	測定 回数	測定 機関	測定項目	
				全項目	一部項目
1	前橋市	1	前橋市		
2	前橋市	1	前橋市		
3	前橋市	1	前橋市		
4	前橋市	1	前橋市		
5	前橋市	1	前橋市		
6	前橋市	1	前橋市		
7	前橋市	1	前橋市		
8	前橋市	1	前橋市		
9	前橋市	1	前橋市		
10	前橋市、高崎市	1	前橋市		
11	前橋市	1	前橋市		
12	前橋市	1	前橋市		
13	前橋市	1	前橋市		
14	前橋市、伊勢崎市	1	伊勢崎市		
15	高崎市	1	高崎市		
16	高崎市	1	高崎市		
17	高崎市	1	高崎市		
18	高崎市	1	高崎市		
19	高崎市	1	高崎市		
20	高崎市	1	高崎市		
21	高崎市	1	高崎市		
22	高崎市	1	高崎市		
23	高崎市	1	高崎市		
24	高崎市	1	高崎市		
25	高崎市	1	高崎市		
26	高崎市	1	高崎市		
27	高崎市	1	高崎市		
37	伊勢崎市、前橋市	1	前橋市		
38	伊勢崎市	1	伊勢崎市		
39	伊勢崎市	1	伊勢崎市		
40	伊勢崎市	1	伊勢崎市		
41	玉村町、伊勢崎市	1	伊勢崎市		
42	伊勢崎市	1	伊勢崎市		
43	伊勢崎市	1	伊勢崎市		
45	伊勢崎市	1	伊勢崎市		
46	伊勢崎市	1	伊勢崎市		
47	太田市、みどり市	1	太田市		
48	太田市	1	太田市		
49	太田市	1	太田市		
50	太田市	1	太田市		
51	太田市	1	太田市		
52	太田市	1	太田市		

メッシュ 番号	所在地	測定 回数	測定 機関	測定項目	
				全項目	一部項目
53	太田市	1	太田市		
54	太田市	1	太田市		
55	太田市	1	太田市		
56	太田市	1	太田市		
58	太田市	1	太田市		
59	太田市	1	太田市		
71	高崎市	1	高崎市		
73	藤岡市、高崎市	1	高崎市		
74	高崎市	1	高崎市		
87	甘楽町、高崎市	1	高崎市		

(2)汚染地区(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)

測定回数： 年1回

測定機関： 群馬県

井戸番号	測定地点	硝酸性窒素	亜硝酸性窒素
M - 55	前橋市富士見町小暮		
M - 56	前橋市富士見町原之郷		
M - 57	前橋市大前田町		
M - 58	桐生市新里町板橋		
M - 59	伊勢崎市間野谷町		
M - 60	伊勢崎市三室町		
M - 61	佐波郡玉村町箱石		
M - 62	伊勢崎市境木島		
M - 63	伊勢崎市境三ツ木		
M - 64	太田市新田大根町		
M - 65	太田市押切町		
M - 66	渋川市赤城町上三原田		
M - 67	富岡市田篠		
M - 68	甘楽町上野		
M - 69	安中市中野谷		
M - 70	板倉町除川		
M - 71	邑楽町赤堀		
M - 72	板倉町岩田		
M - 73	明和町斗合田		
M - 74	板倉町下五箇		

(3) 定点観測

井戸番号	測定地点	測定回数	測定項目	測定機関
M - 1	邑楽町中野	1	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、 総水銀、アルキル水銀(*)、PCB、ジクロロメタン、四 塩化炭素、塩化ビニルモノマー、 1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、 1,2-ジクロロエチレン(*)、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-	国土交通省
M - 2	太田市藪塚町	1	トリクロロエタン、トリクロロエチレン、 テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、 チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、 セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、 ほう素、1,4-ジオキサン	国土交通省
M - 5	太田市徳川町	1	*アルキル水銀については、総水銀が検出されたときのみ 測定する。 *1,2-ジクロロエチレンについては、シス体及びトランス体の 和を環境基準とします。	国土交通省

別表3
数値の取扱方法

項目	単位	報告下限値	報告下限値未満の表記	有効数字	小数点以下
カドミウム	mg/l	0.0003	<0.0003	2桁	4桁
全シアン	mg/l	0.1	N.D.	2桁	1桁
鉛	mg/l	0.005	<0.005	2桁	3桁
六価クロム	mg/l	0.02	<0.02	2桁	2桁
砒素	mg/l	0.005	<0.005	2桁	3桁
総水銀	mg/l	0.0005	<0.0005	2桁	4桁
アルキル水銀	mg/l	0.0005	N.D.	2桁	4桁
P C B	mg/l	0.0005	N.D.	2桁	4桁
ジクロロメタン	mg/l	0.002	<0.002	2桁	3桁
四塩化炭素	mg/l	0.0002	<0.0002	2桁	4桁
塩化ビニルモノマー	mg/l	0.0002	<0.0002	2桁	4桁
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.0004	<0.0004	2桁	4桁
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.002	<0.002	2桁	3桁
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.002	<0.002	2桁	3桁
トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.002	<0.002	2桁	3桁
1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.004	<0.004	2桁	3桁
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	0.0005	<0.0005	2桁	4桁
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.0006	<0.0006	2桁	4桁
トリクロロエチレン	mg/l	0.002	<0.002	2桁	3桁
テトラクロロエチレン	mg/l	0.0005	<0.0005	2桁	4桁
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.0002	<0.0002	2桁	4桁
チウラム	mg/l	0.0006	<0.0006	2桁	4桁
シマジン	mg/l	0.0003	<0.0003	2桁	4桁
チオベンカルブ	mg/l	0.002	<0.002	2桁	3桁
ベンゼン	mg/l	0.001	<0.001	2桁	3桁
セレン	mg/l	0.002	<0.002	2桁	3桁
硝酸性窒素	mg/l	0.05	<0.05	2桁	2桁
亜硝酸性窒素	mg/l	0.01	<0.01	2桁	2桁
硝酸性窒素 及び亜硝酸性窒素	mg/l	0.06	<0.06	2桁	3桁
ふっ素	mg/l	0.02	<0.02	2桁	2桁
ほう素	mg/l	0.02	<0.02	2桁	2桁
1,4-ジオキサン	mg/l	0.005	<0.005	2桁	3桁

(注) 有効数字は2桁とし、3桁目以下は切り捨てる。
また、報告下限値を下回る桁については切り捨てる。
環境基準値が2物質の濃度の和とされている環境基準項目については、まず、2物質の測定値の合計値を求めた後に、前記の桁数処理を行う。ただし、2物質の測定値のいずれか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。